

令和元年 9 月

事業所のみなさまへ

武雄商工会議所

令和元年 8 月 28 日に発生した豪雨災害に伴う 金融支援について（ご案内）

この度の大雨により被害を受けられました皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。また、一日も早い復旧・復興を心よりお祈りいたします。

令和元年 8 月 28 日に発生した豪雨災害で被害に遭われた中小企業・小規模企業者の方々の資金繰りの円滑化を図るため、県制度金融「令和元年 8 月豪雨災害復旧資金」及び日本政策金融公庫「災害貸付」が創設され、金融支援が行われています。

ぜひ、必要書類や手続き等、お気軽にご相談ください。

記

① 令和元年 8 月豪雨災害復旧資金の創設

融資限度額	3,000 万円（市町長が証明する被害金額の範囲内）
資金の用途	災害復旧を行うために必要とする設備資金及び運転資金
貸付利率	年 0.9%
保証料率	年 0%（県が全額負担）
貸付期間	10 年（据置期間 1 年）
必要書類	保証申込書、受付機関の意見書、市町長の発行する罹災証明書（被害証明書）、設計書・カタログ及びその見積書、最近 3 期の財務諸表（付票を含む）
受付期間	令和元年 8 月 28 日から令和元年 12 月 27 日まで

【お問い合わせ先】

- ・武雄商工会議所 0954-23-3161
- ・佐賀県信用保証協会 0952-24-4342
- ・最寄りの金融機関
（佐賀銀行、佐賀共栄銀行、九州ひぜん信用金庫、佐賀西信用組合、親和銀行、佐賀信用金庫、唐津信用金庫、伊万里信用金庫、佐賀東信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、長崎銀行、筑邦銀行、大川信用金庫、横浜幸銀信用組合）
- ・佐賀県産業労働部経営支援課（金融担当） 0952-52-7093